

平成28年度 あさぎり町議会第3回会議会議録（第9号）						
招集年月日	平成28年9月6日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成28年9月9日 午前10時00分			議長	山口和幸
	散会	平成28年9月9日 午後2時35分			議長	山口和幸
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	5番 久保尚人 6番 小出高明					
出席した議会書記	事務局長 片山守 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	中村富人	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	小谷節雄	○	会計 管理者	上渕幸一	○
	企画財政 課長	神田利久	○	農業振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設林業 課長	坂本健一郎	○
	生活福祉 課長	小見田文男	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	上村哲夫	○	農業委員会 事務局長	大林弘幸	○
	健康推進 課長	岡部和平	○	代表監査 委員	山本司	○
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第9号）

日程第 1	議案第 1 1 号	あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2	議案第 1 2 号	あさぎり町公有財産の無償譲渡について
日程第 3	議案第 1 3 号	国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分について
日程第 4	議案第 1 4 号	平成28年度あさぎり町一般会計補正予算（第3号）について
日程第 5	議案第 1 5 号	平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 6	議案第 1 6 号	平成28年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 7	議案第 1 7 号	平成28年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 8	議案第 1 8 号	平成28年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第 9	議案第 1 9 号	平成28年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第1号）について
日程第10	議案第 2 0 号	平成28年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第11	議案第 2 1 号	平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第12	認定第 1 号	平成27年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	認定第 2 号	平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	認定第 3 号	平成27年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	認定第 4 号	平成27年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第 5 号	平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第 6 号	平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第 7 号	平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第 8 号	平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	議案第 2 2 号	平成27年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第21	認定第 9 号	平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第10号	平成27年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第 1 1 号	あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2	議案第 1 2 号	あさぎり町公有財産の無償譲渡について
日程第 3	議案第 1 3 号	国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分について
日程第 4	議案第 1 4 号	平成28年度あさぎり町一般会計補正予算（第3号）について
日程第 5	議案第 1 5 号	平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 6	議案第 1 6 号	平成28年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第 7	議案第 1 7 号	平成28年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 8	議案第 1 8 号	平成28年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第 9	議案第 1 9 号	平成28年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第1号）について
日程第10	議案第 2 0 号	平成28年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第11	議案第 2 1 号	平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第12	認定第 1 号	平成27年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13	認定第2号	平成27年度あさぎり町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	認定第3号	平成27年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15	認定第4号	平成27年度あさぎり町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第5号	平成27年度あさぎり町介護サービス特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第6号	平成27年度球磨郡障害認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第7号	平成27年度球磨郡介護認定審査事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第8号	平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	議案第22号	平成27年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
日程第21	認定第9号	平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	認定第10号	平成27年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

午前10時 開 議

●議会議務局長（片山 守君） 起立、礼。着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第11号

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、議案第11号、あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議員の皆さん、本日もどうぞよろしくお願ひいたします。議案第11号、あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例の制定について。あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することとする。提案理由を申し上げます。あさぎり町薬草加工場、括弧仮称の建設に伴い、深田地区グラウンドの用途を廃止するため、本条例の一部を改正する必要があり、提出するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願ひします。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） はい。それでは、議案第11号、あさぎり町運動公園条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。先ほど提案理由にもございましたけれども、現在町で計画しております、あさぎり町薬草加工所の建設に伴うものでございます。公有財産利活用審議会の答申、それから教育委員会議を受けまして、その予定地であります深田地区グラウンド、旧深田中学校グラウンドでございますが、運動公園条例を一部改正しまして、用途を廃止するものでございます。2ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。左側に現行、それから右側に改正案がございますが、条例第2条に運動公園の名称及び位置の一覧表がございます。その第2条の表中、旧中学校体育施設、一番下の表でございますが、その下から2行目、深田地区グラウンド、あさぎり町深田東2,090番地を削除しまして、右の表に改めるものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、森岡議員。

○議員（7番 森岡 勉君） 議長、資料というか写真の配布をお願いよろしいでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） はい、どうぞ。

○議員（7番 森岡 勉君） それでは質問に移りたいと思います。ただいま教育委員会の方から提案理由の中にありましたように、用途変更いたしまして、産業の振興並びに活性化を図るために、目的として加工場の建設をするということで説明を受けましたけれども、まず先ほどお話の中で、公有財産の利活用審議会、今回は専門委員さんも加えたところで開催してあると2回ほど開催してあると聞いておりますが、その答申について、どうであったかをまずお尋ねしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 答申の内容につきましては、町から諮問いたしました今回の条例改正案と同様の内容でございますが、薬草加工所に活用するために、旧深田中グラウンド、今回でいう深田地区グラウンドのこの条例削除についての案につきましては、了承いただいたところでございます。ただその中で答申としましては、そういうことで了承をいただいたわけでございますが、その議論の中で色んな御意見はあったというところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 森岡議員。

○議員（7番 森岡 勉君） 色々聞いておりますけれども、問題はさておいて、クリアできる問題につきましては、執行部の方で対応できるかと思っておりますけれども、直接深田中のみならず、お手元に先ほど写真を昨日撮った分ですけれどもしております。深田中学校の体育館側から撮ったグラウンド状況、そして下のほうが岡原中学校のグラウンド、プール側南側の方から撮影させていただいたもので、非常に管理が見てのとおりでございます。所管は教育委員会であったろうと思っておりますけれども、こういった状況で色んな今後利活用する中で、こういった状態がいかげなものかなということがございました点と、それから先月深田地区の薬草加工所建設に関する説明会におきまして、色んな意見が出た中で、その近辺周辺の方々が非常に環境について疑念をいただかれたし、今後に不安を抱えておるということございましたので、こういった公有財産の管理につきましては、もう少し手の届くような管理をしていただけないかなと思ったことでございます。それとその話の中で、旧深田中につきましては、町長のほうから今回の全部分じゃございませんでしたので、残りの部分について、今後企業ともしくは地場産業の育成を図りながら、活用していきたいということで、校舎の件のことまで言及されました。そのことが、建設のみならず、校舎を壊さるつとですもんねという話になつとるもんですから、そこのところを今後のスケジュール等含めまして、町長のから、こういった考えで発言されてということ、公の場で明確にさせていただければとの思いで質問しておりますので、よろしく願いしたいです。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） まず私のほうから先に話をさせていただきます。まずその管理については、この後教育委員会からも、今後の取り組みの考え方については、説明していただきたいと思いますが、少なくとも、このような状況では、少し改善すべき点があると思っております。両グラウンドとも本当に草が繁茂してまして、そこに訪れた卒業生の皆さんが行くと、本当に寂しい思いになってしまうという状況だと思うんですよ。お金もかかりますけど、これくらいならというぐらいのところまで、私は管理しとくべきだろうと思っております。それ1点です。2点目の深中グラウンド及び校舎の取り扱いについては、今薬草工場がグラウンドにあります。それが体育館が残ってますよね。それからグラウンドの薬草工場を造るのが、これが今薬草加工所が建てる面積よりも約1.5倍程度のまだ面積が残ってます、グラウンドで。それが残ってます。それから校舎は理科室については比較的新しいものですから、地元の若手グループの農業の方たちが、通年はちょっと難しい

ですけれども、必要な季節に野菜類の出荷をあそこでされてると、利用されてるということです。その以外の校舎の部分です。校舎の分につきましては、教室をここは、これまで食品会社が1階を中心に使っていたいてましたけど、もう手狭になったということもあって、今旧岡原役場の2階を中心に使っていただきます。移動されてます。そういうことから、私は中学校のこの教室棟のほうにつきましては、非常に雨漏り等も進んでますので、そう長くないうちに解体すべきほうがいいんじゃないかと私はそう思ってます。このことについては、もう少し色んな予算等々も含めてありますので、今年度、来年に向けて予算措置をする上において、どういう段階で、どうしていくかっていうのは、一定の方向、皆様にも説明をしていきたいと思ってます。ですから、来年の予算編成時点で、この校舎の取り扱いをどうするかと、どういうふうに取り崩した後、どうするかということを含めて、一つの町の考え方を示したいというふうに思っております。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） 旧深田中学校と旧岡原中のグラウンドの状況が、非常に今現在も荒れた状態であることは一応教育課としても、認識していたところでございます。中学校の統合によりまして、社会体育施設として管理するというので、平成25年度から教育課のほうで管理をしてきたんですが、なかなか児童生徒がなくなった校舎ということで、荒れるスピード、それとほかの社会体育施設との管理っていう部分で、管理がいきとどかなかった状況になっておりました。今回深田中学校におきましても、薬草加工場進出があって、その残地それから岡原中学校のグラウンドの状況についても、教育委員会の中で、作業員さんもいらっしやいますので、それこそ草が繁茂する時期は、なかなか難しくはございますが、今後運営に向けてできる部分で除草作業等をしていきたいと思えます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 森岡議員。

○議員（7番 森岡 勉君） 本当に広大な敷地の中の施設を管理するというのは大変ではございますが、考え方として、そういった施設を利用する方々またそういった利用する方以外でも、ボランティア的なもの、それから利用者あたりで年に何回か共同でそういった作業をするとかいう方法もあるんじゃないかということもありますので、ただ町が作業員を充ててやるということじゃなくて、そういったところを踏まえて、色んな体育協会あたりと御相談いただいて、今後の対応は検討いただければと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ございませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 関連でございます。私も今朝岡原中のグラウンド見てまいりまして、こういう状況でございましたので、財産の管理に関しましても規則がございまして、その規則に抵触するような部分もあるということはちょっと薄々感じておりましたけど、過去にも体育大会前に草刈りをお願いして切ってもらったりしてましたけど、これから必ず1年に数回草が伸びますので、この財産が普通財産で収益的財産になるか雑種財産かどちらに分類してあるかわかりませんが、先のことを考えれば、1回役場の前にありますセンチピードグラス等のカバープラントの植栽で1回やっくと、あとはもう草が伸びないような、そういう種類のいっぱいカバープラントがありますので、それを1回ほどこすと後はそのまま、伸びる草をセンチピードグラス等のカバープラントでおさえますので、そういう工夫も必要かなと思えました。もうただ伸びれば作業員さんが行って刈るというのは、永遠に続けなければならない広大な面積ですので、それを抑えるには草を抑えるシートでありますけど、それよりも景観を保つということであれば、そういう小さい花が咲くようなカバープラントがあったり芝があったりしますので、これは我々としては見るに忍びないような状況で岡原中学校跡がありますので、深田もまさしく今度のこの用途廃止でそういうふうなことが想像できましたので、一応見てきたところで御提言なり、またお考え等を伺いたいと思ひまして質問しました。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 先ほどのグラス関係の御提案でございますけれども、現在センチピードグ

ラスというものは、岡原とか本庁舎前に試験的に植栽をしておりますけれども、そうしたことで、手間が省けるっていうか、年1回ぐらいの除草で済むようであれば、そういったところも検討する材料になると思いますので、その辺は関係課とまた協議しながら計画していきたいというふうに考えております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） ほかにございませんか。それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第12号

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、議案第12号、あさぎり町公有財産の無償譲渡についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。議案第12号、あさぎり町公有財産の無償譲渡について。地方自治法昭和22年法律第67号第96条第1項第6号の規定により、別紙のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。提案理由を申し上げます。あさぎり町が所持する永山阿弥陀堂用地を永山地区が今後とも維持管理補修等を行い、次の世代に引き継いでいき、安定的かつ良質な保全の実施を図ることができるようにするため、無償で譲渡するため、提出するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） はい、内容について御説明をいたします。あけていただきまして、無償譲渡する財産でございますが、所在があさぎり町上東1,663番でございます。地目は登記上は宅地となっております。面積198.35平方メートル、無償譲渡の相手方は記載のとおりでございます。この土地につきましては、旧上村時代に具体的には昭和49年5月16日に、もとの持ち主のほうから旧上村へ寄附という形で、所有権が移転をされております。そのときの具体的な書面では確認できておりませんが、そのときの状況については、口頭でございますが、聞いておるところでは、この阿弥陀堂等がございませう関係でその地区での管理がですね、なかなか困難であるということで、村のほうで管理をしてくれないか、というようなそういうことで上村のほうに無償譲渡と申しますか寄附がなされていた。それをそのままあさぎり町として引き継いでおりますが、今回、その同じ敷地内にイヌマキの木があるわけでございますが、その売却の話が地元にあったそうでございまして、そういうことを含めまして、今度は町のほうにですね、そのイヌマキの木の売却益をもって、阿弥陀堂の補修等を町でやってくれないかという、そういうようなお話もございました。これは平成25年ぐらいからそういう話がずっといろいろ協議をやってきたわけでございますが、最終的に、今年の7月25日でございますが、その土地、その経緯等も含めてでございますが、と、もともとの所有者の亡くなっておられますので相続人の方のほうから、あるいは地区の区長さんとも含めての代表の方々、も含めての連名で、町に対して土地の返納願いと申しますかという形でのお願いというかそういう形が出てまいりました。その中での趣旨といたしましては、もう今後ですねイヌマキの売却も含めて、そのもとの所有者あるいは地区のほうで対応されて、そしてそれを今後の阿弥陀堂等の維持管理に活用したいということで、町のほうでいろいろ補助金の制約等ございますので、いろんな話をしてまいりましたが、最終的な地元としての判断はそういう判断をされて、今回先ほど言いましたように、土地の返納願いが出されたという経緯がご

ざいまして、町といたしましては、この目的に書いておりますが、この今回無償譲渡することによりまして、永山地区として、今後も阿弥陀堂を維持管理補修を行っていただき、次の世代へ引き継いでいただく。安定的かつ上質な保全の実施を図ることができるようにする、そういった前提で当初の所有者の相続人の方、あるいは地区の方々とも協議した結果そういう方向での合意ができましたので、今回、この議案を提案するものでございます。なお参考まででございますが、この無償譲渡するということでのすね位置づけでございますが、あさぎり町の財産の交換譲与無償貸与等に関する条例というのがございますが、この中では普通財産の譲与につきましてすね、普通財産は次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、または時価よりも低い価格で譲渡することができるというのが第3号でございますが、その第3号に行政財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用地の廃止によって生じた普通財産をその寄附者またはその相続人その他の包括承継人に譲渡するときは、譲与してもいいよとなっています。今回の場合は行政財産でございませぬので、この条例をそのまま適用することはございませぬが、状況的にはすね、ほぼ同様の事案というふうなこともございまして、この条例をそのまま適用でその町長権限での譲渡はできませんが、ほぼ同様の案件というふうなことということも含めまして、今回この議案として議会の承認をいただくようなことをお願いをするような議案を提案をしているところでございます。内容の説明につきましては以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） これは古い話の中で、永山地区が昔自分たちで維持管理できないかなということ寄附をされた経緯があるわけでありまして、今回は逆に自分たちでやるからということ、そのイヌマキの売却で修繕をしてという話ですから、それはそれでいいとしても、本当にこれから先、どこの阿弥陀さんでも観音さんでも維持管理していくのは非常にどこも厳しい状況に陥ってるのに、将来また町に何とか寄附する管理してくれないかっていう話になるんじゃないんですか。それを私は将来的に考えれば危惧するんですよ。その辺はしっかりと、もう譲渡しますから必ずして下さいよと、あとは受け入れませんよくらいのことは、そういう約束事ができるんですか。その辺の話し合いはどうなっておりますか。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今回のケースにつきましては、ちょっと理由書にも書いておりますが、これはあくまでもの口頭での協議の中での話でございますので、どこまで何て言うかな、制度的に確定したものかどうか別としまして、今議員がおっしゃいましたような趣旨で町としては、このケースについては後地区できちんと責任持って管理をして下さいよという前提での、協議を町としてはしてきたところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） そうであるなら地区の人たちも理解をされて、自分たちで永遠か分かりませんが、将来どうなるかわかりませんが、また何年間かしてどうにもならんけん、また町に寄附するけん、面倒見てくれっていうようなことはないですって、そういうことにはならないんでしょうねっていうことですよ。都合のよか時だけ自分たちで寄附したけん、今度は売却益がでけんそれで修繕してやるけん、それを終わって後はまたどうにもならんっていう時には、また町に往々にして施設はあるんじゃないかと、そこを考えて心配するところがあるんですよ。その辺はしっかりと打ち合わせをされて、協議がなされてるんですよ。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 先ほどの答えと一緒になりますが、今議員がおっしゃるようなことも含めて、町としてはずっと話をしてきたつもりでございます。というのは、当初はその売却を町がして、そしてその

まず町の収入を今度は補助金として、阿弥陀堂の改修をというような話はそもそもそういう話だったんですよ。だから町の制度としてはそういうことなかなか100%というのは難しいので、そもそも木を切ることがどうかというのは、そういう疑念も町としてあったものですから、であればお返しします。ですから木の処分も含めて地区の責任と申しますか、それでやっていただく、その判断も含めて。そしてあわせて、その維持管理も町のほうは後はしませんので、補助金も出しませんよということを前提でお話をしていますので、今議員の御心配の50年先100年先保証できるかちょっと私も何とも言えませんが、その付近少なくとも我々が協議してきた相手方の皆さんとは、その話は十分と申しますかしてつもりでございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかにありませんか。ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第12号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第13号

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、議案第13号、国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第13号、国営川辺川土地改良事業建設事業費の負担区分について、国営川辺川土地改良事業建設事業費のうち、あさぎり町が負担すべき地元負担金の全部または一部を別紙のとおり負担区分を変更するものとする。提案理由を申し上げます。国営川辺川土地改良事業計画変更等に伴い、国県市町村及び受益農家の負担割合が変更となったため、提出するものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） それでは内容につきまして説明をいたします。1ページをお開きいただきますようお願いいたします。国営川辺川事業への負担額につきましては、上の枠内が、平成4年6月に議決いただいたものとなっております。下の枠内が今回変更お願いするもので、この変更分につきましては、関係6市町村の議会と同様の内容で提案されるものとなっております。内容につきましては、2ページのほうで説明をさせていただきたいと思っております。この表の左側の列が、前回、議会で議決いただいた内容となっております。右の太枠の内容が、今回の変更分となっております。事業区分が三つありますので、それぞれで説明させていただきます。農業用排水事業につきましては、当初地元負担が12%ということになっておりましたが、今回は国県で負担するというので、この負担はなくなっております。農地造成事業につきましては、町の負担が7.5%というふうになっておりましたが、この7.5%につきましては変更はないんですが、黒枠のですね、1と2との間に、①の2というのが追加されております。これは用水施設及び公共性の高い施設、道路、排水路等の建設事業費の地元負担金の7.5%に相当する額ということで、ここで国県・市町村の負担についてですね、公共性の高いものを含めたところで国県市町村が見るということで、地元負担の分を減額するような内容です。続きまして、1番下の区画整理事業ですが、これは、23.9%でしたけれども、今回22.1%に下方修正されたものとなっております。国県の負担割合につきましてはですね、

引き上げを行いまして、地元負担を抑えた内容となっているものでございます。この内容によりまして、住民説明会を開催していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で説明終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番、久保田久男議員。

○議員（13番 久保田 久男君） 確認の意味でちょっと伺いたいと思ひますが、この議案の可決を持って6市町村の同文議決をもって、説明会に入るということでございました。当初10月から入って計画があったわけですが、私の聞き違ひだったかわかりませんが、11月からと課長の方から言われたような気がしました。その確認と、それから会場を何か所でされる予定なのか。それから農地造成事業と区画整備事業を別々にやるというような話だったが、その理由をお尋ねしたいと思ひます。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 説明会の開催につきまして、当初10月からというふうに計画がなされておりますが、関係6市町村が説明会を行いまして、農政局の職員も人員がそれに対応できる人数でないものですから、他町村が10月のほうに予定を組まれております。そのため、あさぎり町としましては、11月から開催するという事になっております。あさぎり町では4カ所で開催をすることとしております。説明会場につきましては、まだちょっと検討させていただいております。それから3事業につきまして、同意をいただかなければなりませんので、まずは農地造成事業につきまして説明をして、その農家の対象となる方々、それから、その他の事業につきましても同様に説明をさせていただきたいというふうに考えております。農業用排水事業につきましては、もう負担がなくなりますので、その点は説明がないかもしれませんが、そういうふうな流れでいきたいというふうに農政局の方も計画しておるところでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 久保田議員。

○議員（13番 久保田 久男君） 本町は11月から4カ所でやる予定ということでございますが、できるだけ要するに11月から年末に年も迫っていくわけですから、この説明をもう分けてじゃなくて一緒に、できるだけその農家の方がよりやすいように出席されやすいような方法を検討されてやっていただければと思ひます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） また農政局のほうとも協議しながら、その内容につきまして、詰めていきたいというふうに考えております。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第14号

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、議案第14号、平成28年度あさぎり町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、議案第14号、平成28年度あさぎり町一般会計補正予算第3号について提案いたします。平成28年度あさぎり町の一般会計補正予算第3号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,745万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億5,547万9,000円とする。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは、平成28年度一般会計補正予算第3号について説明いたします。1ページをおあげいただきたいと思います。続きを読ませていただきます。第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正による。6ページをおあげいただきたいと思います。第2表、地方債補正についてですが、起債の目的、補正額についてです。まず、庁舎改修事業で新たに1,030万円を追加補正するものです。合併特例債を予定しております。次に臨時財政対策債ですが、普通交付税算定により借入可能額が確定しましたので、2,180万円を減額しまして、2億4,820万円とするものです。次に社会教育施設整備事業です。これは高山体育館非構造部材改修工事で1,460万円を追加するもので、6,870万円となっております。合併特例債を充てるようにしております。起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じとなっております。続きまして9ページをおあげいただきたいと思います。ここからは企画財政課所管分についての説明になります。まず歳入ですが、上段の目1地方交付税ですが、今回の補正で普通交付税を9,510万6,000円減額しております。今年度の普通交付税交付額が48億3,740万1,000円で、現予算額が44億4,603万7,000円となっております。ただこの中で特別交付税が2億円含まれておりますので、特別交付税分を差し引きますと42億4,603万7,000円となりまして、普通交付税の留保財源が5億9,136万4,000円となっております。それから10ページのほうをおあげいただきたいと思います。下から2段目の目2、利子及び配当金ですが、財政調整基金利子、公共施設整備基金利子、まちづくり基金利子、これらはいずれも債権の売却益となっております。続きまして10ページをおあげいただきたいと思います。すいません11ページをおあげいただきたいと思います。上段の目2指定寄附金ですが、ふるさと寄附金の追加分です。当初2,000万円を計上しておりますが、現在の寄附額が1,300万ほどを超えておりまして、昨年度の寄附状況等も参考にしながら今回追加補正をするものです。それから中ほどの目1繰越金ですが、前年度繰越金のうち、当初予算で3億円を計上しておりましたので、残りの分を補正するものです。その下の目3雑入の市町村振興事業補助金ですが、これはサマージャンボ宝くじの収益をもとにしている補助金で地方財政法第32条に規定する事業で、各市町村が独自に行う振興事業等に必要な経費に対して助成されるものです。本町におきましては資源有価物回収事業交付金の補助金となっております。下段のほうですが、目1総務債です。臨時財政対策債については、本年度の普通交付税により借入可能額が確定しましたので今回補正するものです。それから庁舎改修事業債につきましては、庁舎改修事業のほうに充てるものです。それから次の12ページですが、上段の目6教育債です。社会教育施設整備事業債ですが、高山体育館非構造部材改修工事に充てるものです。続きまして歳出です。13ページをおあげいただきたいと思います。下のほうになりますが、目7企画振興費です。この中で人件費については、後ほど総務課のほうから説明があると思いますので省略させていただきますが、節19負担金補助及び交付金のくま川鉄道経営安定化補助金です。これはくま川鉄道

の経営安定のための補助金で、昨年度の経常損失額が4,479万4,000円で、これを関係市町村で補てんするものです。その下の目14基金費です。節25積立金ですが、ふるさと基金積立金は、歳入で寄附金を今回補正しましたが、その寄附分を積み立てるものです。まちづくり基金、公共施設整備基金の積立金については、債権の売却益分を積み立てるものです。財政調整基金につきましては、地方財政法第7条で繰越金の2分の1を下回らない金額で積み立てるとなっておりますので、歳入で説明いたしました前年度繰越金の2分の1の繰越分と、それに最近の売却益を合わせて積み立てるものです。次に、14ページをおあげいただきたいと思います。上段の目17ふるさと寄附対策費です。節8報償費、これはふるさと寄附お礼品ですが、寄附をしていただいた方に対してのお礼品となっております。それから節13委託料のふるさと寄附申し込み受付業務委託料ですが、本町はふるさと納税ポータルサイトふるさとチョイスを利用して、ふるさと納税の寄附をいただいておりますけれども、その中で、ふるさとチョイス基本プランというのがありまして、昨年までは年60回の返礼品等の最新情報を投稿できておりましたけれども、投稿しましてふるさとチョイスのトップページに掲載できておりましたが、今年に入りまして、ふるさとチョイス基本プランでは、年に8回に制限されておまして、当初様子を見ておりましたけれども、このままでいくとふるさと納税額にも影響が出てくるというふうなことで、今回最新情報投稿回数をふやす方法として、プランとしては3種類あるわけなんですけれども、その中で年36回最新情報を登校できる運営チョイスというものがございまして、それを導入するものです。それからその下になりますが、ふるさと寄附公金支払いシステム委託料、これにつきましては、ふるさと寄附管理システムとして、現在は職員が寄附されたものをですね、ふるさとチョイスのほうから手作業でパソコンのほうに入力しているというふうな、寄附金等を入力してそして管理を行っている状況ですけれども、事務的に非常に煩雑になってきております。そういったことから、またふるさと納税をされた方についてはふるさと納税のですね、証明書等も発行することになっておる関係からですね、そしてまた今年度からマイナンバー制度、こういったものが導入されて、非常に職員対応は厳しくなっている状況がございまして。そういったことから、ふるさと寄附管理システム導入して寄附金等の間違いがないように、あるいは返戻金等の管理がスムーズにいくようにですね、今回このシステムを導入するものです。以上、企画財政課所管分についての説明にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） はい、総務課所管分を御説明をいたします。11ページをお願いいたします。11ページの下から2段目のマスでございますが、雑入でございます。説明欄の1番下、熊本地震消防団活動支援金、これは今回の熊本地震に関しまして、全国の民間あるいは消防関係者等々を経由いたしまして、熊本県消防協会へ熊本県の消防団への見舞あるいは活動支援という形で、寄附と申しますか、支援金が寄せられております。7月末現在で約4,000万ほど、県のほうにきているようでございますが、その一次配分ということで、県下全市町村の消防団活動支援という形でのもちろん被災地の消防団のほうが多額なんでございますが、均等割等もございました関係であさぎり町につきましてはこの12万が配分金として来ておりますので、その分の受け入れでございます。あけていただきまして13ページ支出でございますが、歳出でございますが、議会費でございます。旅費といたしまして費用弁償52万8,000円、これはあのふるさと関東会へ常任委員会ごとに参加されるということで今回、費用弁償52万8,000円の計上でございます。備品につきましては、広報用のデジタルカメラの購入予定でございます。款の2総務費でございますが、目1一般管理費でございます。まずこの款も含めて、この補正予算につきましては、節の2給料、節の3職員手当、節の4共済費等がございまして、その主な理由をまずここで申し上げておきます。まず個別の案件でございますが、1人中途早期退職職員がおります関係で、その分の人件費関係が減、現在停職中の職員がおります関係でその分の人件費関係の減でございますね。それともう1人今度は年度途中から育児休暇か

らの復帰ということで、その分につきましては増ということで、そのプラスマイナスがそれぞれの関係する費目に出てまいります。あと細かな部分で職員手当等が被扶養者の増減とかですね。あるいは育児手当等々の年度途中での変更ございますので、その付近の調整を今回補正予算の中でしております。それぞれの関係する費目が出てまいります。節としては2、3、4ということでございますので、その分についての説明については以上をもって終わらせていただきたいと思います。一般管理費の10、節の19負担金補助及び交付金、研修費補助金でございますが、これは区長会の研修補助、今まで2年に1回補助をやっておりますが、実質的にここ最近毎年行っておられます。区長さんの中では、1年交代という地区もかなりございまして、額を減らしてもいいから、毎年助成をしてほしいという区長会からの要望ございました関係で、今年度は助成の予定の年でございませんでしたが、考え方をそういうふうに変更しまして、年1万の補助ということで減額をすることによりまして、毎年助成という方向に区長会の要望も含めまして、その方向に行いました関係で今回今年度分の補正を上げさせていただいたものでございます。目の6財産管理費でございますが、時間外手当につきましては公有財産利活用審議会を今回新たにスタートいたしております関係で今年度かなりの回数を予定しております。そういうことで、関係する事務方としての職員手当、時間外手当でございます。

13委託料と15の工事請負費についてはですね、まず工事請負費でございますが、旧須恵中グラウンドの中央ハイツの残地と申しますか、民間への分譲を前提としますところの造成あるいは道路、進入路等の整備あるいは給排水設備の設置そういったものを、今回当初予算で予定いたしておりました設計等がほぼ終わりますので、今回工事請負費を計上させていただくものでございます。5,229万1,000円のうちの1,630万円が旧須恵中グラウンド整備費でございます。あと残りにつきましては、役場庁舎の1階2階のトイレ改修、それと、2階の大会議室の音響等の再生整備とあわせて照明等の整備ともう1点は現役場庁舎の玄関前に身障者用の駐車スペースでございますが、屋根等ございませぬ。大変そご利用いただくケースの場合にですね、雨天時等の今の状態としては不適切ということで、これ前々から課題として上がっておりましたが、今回カーポートとして、身障者用の駐車スペースから役場玄関へ向けてのスロープも現在の規格に合わせたように改修をいたしまして、併せてそこにも屋根をつけるということで役場庁舎前の身障者用スペースの改修、そういったものを今回予定をいたしております。その分がそれぞれ合計で約3,500万円程度でございます。その5,229万1千円の内容は以上でございます。13委託料の224万7,000円につきましては、ただいま申し上げました中で、庁舎改修の会議室あるいはトイレ改修等の工事の監理委託料でございます。それからちょっとあけていただきまして、18ページでございますが、下から2マス目でございます。款の8消防費の中で、目の4防災管理費でございます。防災管理費につきましては消耗品で17万8,000円上げておりますが、これにつきましては、備蓄品といたしまして、ひとまず、現在水がゼロという状態になっておりますので、ひとまず1日分をまず確保するというので17万8,000円の飲料用水の購入費でございます。残りにつきましては、今回の議会の中で若干説明した場面ございましたが、新年度以降の見直しも含めまして現在検討中でございますが、県からの備蓄の配分も今回ございます。あわせて、今各町内の事業者さんとの協定を結んでおりますが、その中で食料品等も含めまして、あるいは防災資材等も含めましてですね、協定の中で、緊急時には応援をいただくということも現在協定書の中で結んでおりますが、具体的な数量等を今後詰めてまいります。事業所さん。そういう状況も踏まえて来年度以降の備蓄品を検討するというので、今回につきましてはひとまず当面急ぐ分ということで水だけを予算として計上したところでございます。あと20ページ以降に給与費明細書でございますが、先ほど職員人件費で御説明いたしました、一般職、この総括表のとおりでございますが、20ページの下段で比較がそれぞれございます。この中で1点だけ、中ほど時間外手当というのがございまして、これは増になっております。これは先ほどちょっと触れました公有財産利活用審議会の回数の増と、もう1点が多面的機能支払い制度の事務経費

として10万9,000円ほど時間外手当が今回の補正で増になっているところがございます。それ以外につきましては、それぞれこの記載の内容となっておりますので御確認をいただきたいと思っております。総務課分以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（小見田 文男君） はい、生活福祉課所管の補正予算について説明申し上げます。9ページをお願いします。款の14、項の1で目の1民生費国庫補助金、節の4で児童福祉費負担金、平成27年度障害児給付費等国庫負担金精算交付金、15万5,000円計上しております。これは平成27年度の障害児及び発達障害児に対する通所支援費に対する事業費の精算に伴い、追加交付があるため、今回補正を計上したものでございます。項の2の目2民生費国庫補助金、節3の臨時福祉給付金給付補助金、16万2,000円、これは前回の補正で計上しましたけれども、臨時福祉給付金給付事業の歳出増に伴い、その事業に対する国庫補助金の増額を計上したものでございます。次に、款の15、項1、目の2民生費県負担金、節の5児童福祉費負担金7万7,000円計上しております。これは平成27年度障害児給付費等県負担金精算交付金でありまして、先ほどの国庫負担金と同様、障害児及び発達障害児に対する通所支援費に対する事業の精算に伴う追加交付金を計上したものでございます。14ページをお願いします。款の3、項の1で目の1、社会福祉総務費、550万3,000円を減額しております。これは先ほど総務課長から説明がありましたので割愛させていただきます。目の4障害者福祉費206万8,000円計上しております。節3の13委託料、地域生活支援事業170万増額補正しております。これは、事業としまして障害者及び障害児の方が通所、行事等に参加するとき、または日中における一時預かりのための人的援助や移動手段を援助する事業でございますけれども、対象者の増が見込まれますために、現予算では不足が予想されるため、補正するものでございます。次のページをお願いします。節の19負担金補助及び交付金、上中球磨巡回支援専門員整備事業負担金43万7,000円増額補正しております。これは水上、湯前、多良木、あさぎり町で実施しております訪問による相談支援事業でございますが、当初予算編成時点の推計値を持って各町村負担金をあげておりましたけれども、27年度の実績値で差異がありまして、現予算では不足が生じるため、補正するものでございます。節の28繰出金、球磨郡障害認定審査事業特別会計繰出金6万9,000円の減額補正をしております。これは審査特会の前年度決算により、町村負担金を調整されたため計上しているものでございます。目の8臨時福祉給付金等給付事業、16万2,000円増額補正しております。節の12役務費で、当初予算編成時に積算額に不足があるために今回増額補正するものでございます。財源につきましては、先ほどの歳入で国庫補助金として16万2,000円を計上しております。項の2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費でございますけれども、節の3、23償還金利子及び割引料1,351万6,000円、増額補正しております。これは平成27年度私立保育園、幼稚園の運営費、施設型給付費でございますけれども、それと放課後児童健全育成事業費や、病児保育事業等の地域子供子育て支援事業のそれぞれ国と県の負担金及び補助金の実績報告によりまして、返還が生じたので今回補正するものでございます。目の6、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、節の23償還金利子及び割引料64万8,000円計上しております。これも子育て世帯の支援事業で給付対象者1人当たり3,000円を給付した事業でございますけれども、その実績に伴いまして、補助金を返還するため計上したものでございます。以上で生活福祉課所管の補正予算について説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは、高齢福祉課所管の補正予算について説明申し上げます。まず歳入から9ページをお願いいたします。中ほどですが、目2民生費国庫補助金、節95、老人福祉補助金で、地域介護福祉空間整備事業補助金185万4,000円を計上いたしております。これは町内における二つ

の事業所、特別養護老人ホーム鐘が丘ホームさんとグループホームえがおさんから申請されておりました、国の補助事業での見守り介護ロボット導入についての支援事業特例交付金、の内示があったことに伴いましてそれぞれ92万7,000円を歳入で受け入れるものでございます。この見守り介護ロボットにつきましては、職員に通常介護職員に装着して筋力とか補助するものではございませんで、利用者が利用されておりますベッドのマットの下に敷くセンサーを主に性能といたしておまして、見守りを、いわゆる心拍数でありますとか呼吸数、とかを感知して、介護職員の例えば夜間勤務でありますとかの業務の負担軽減を図るものといったような内容になっております。それから11ページをお願いいたします。目1特別会計繰入金、節1介護保険特別会計繰入金、過年度分精算繰入金として868万2,000円を計上いたしております。これは平成27年度介護保険特別会計の決算に伴い、繰越金から介護保険特別会計で補正する介護給付費などの国県への返還金、一般会計への清算返還金を引いた額から一般会計へ繰り入れるものでございます。14ページをお願いいたします。次に歳出でございます。目2老人福祉費、節19負担金補助及び交付金で地域介護福祉空間整備事業補助金185万4,000円を計上いたしております。歳入、民生費国庫補助金で説明をいたしました二つの事業所への交付金を補助金としてそのまま交付するものでございまして、町からの一財の持ち出しはございません。次に、節28繰出金で介護保険特別会計繰出金として365万7,000円を計上いたしております。これは介護保険法の規定に基づきまして、平成28年度低所得者保険料軽減繰出金として県を通じて交付決定通知があったことに基づき今回補正を行うものでございます。概要といたしましては、65歳以上の第1号保険者のうち、所得が低い保険者の保険料の軽減を目的に、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1負担するものでございまして、これは介護保険特別会計への繰り出しとするものでございます。以上で、高齢福祉課所管分の補正予算の説明を終わります。よろしく願いいたします

◎議長（山口 和幸君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時17分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） 健康推進課所管の補正予算について御説明申し上げます。歳出でございます。14ページをお願いいたします。目2老人福祉費、節23償還金利子及び割引料でございます。6,000円の補正でございますけれども、老人保健交付金返還金、を計上しているところです。平成27年度に老人保健の医療費6,000円の返還がございましたけれども、この6,000円に係る国庫負担金、県負担金、それから社会保険診療報酬支払基金の交付金をそれぞれ返還するものでございます。返還の総額が5,560円となっております。16ページをお願いいたします。款4衛生費、目6予防接種事業費でございます。245万円の補正でございますけれども、予防接種法施行令、それから予防接種法施行規則等が改正されまして、定期予防接種の対象にB型肝炎が追加されました。平成28年4月1日以降に生まれた1歳未満の子供を対象として、平成28年の10月1日に施行されることになっております。これに伴いまして医療機関に個別に接種を委託するための費用を計上させていただくものでございます。郡市の医師会と協議しました接種の単価とおよそ120人の子供たちが3回接種を1歳になるまでにですね3回接種をするものでございますので、その費用、245万円を計上させていただいております。以上でございます。よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） はい、農業振興課所管分の補正予算につきまして説明をさせていただきます。

す。歳入からとなります。9ページをお願いします。4枠目の目4農林水産事業費国庫委託金、節1農業費委託金の川辺川農業水利事業計画変更等同意徴集補助業務委託金270万円ですけれども、川辺川農業水利事業の計画変更に伴う農家説明会の日程調整、それと戸別訪問による同意徴集作業の補助及び3条資格の異動に伴う住民確認、耕作状況確認等について業務委託されるものです。この委託金につきましては、歳出の農業委員会費へ10万円、農業総務費へ110万円、川辺川土地改良事業費へ150万円を充当するものです。10ページをお願いします。上段の目4農林水産事業費県補助金、節1農業費補助金486万円ですが、中山間地域等直接支払制度推進費補助金と多面的機能支払制度推進費補助金につきましては、事務費の交付決定により、追加、減額し充当するものです。産地パワーアップ事業補助金の514万円につきましては、TPPに関連した事業で、平成27年度補正予算により国が基金として505億円を積み立て農産物を対象として総合的に支援するもので、あさぎり地域農業再生協議会が作成した産地パワーアップ計画に位置づけられている農業者、農業団体が支援対象者となるものです。今回は、免田西地区でのそばの産地化を図るため、規模拡大、共同収穫、作業効率の向上に向けた汎用コンバインのリース導入を行うもので、4戸の農家が行うものです。事業費は約1,110万円で、補助率は本体価格の2分の1となっております。次に、2枠目の目2農林水産事業費県委託金、節1農業費委託金の国営事業継続地区推進調査委託金として6万円を追加するものです。次に11ページをお願いします。4枠目の目3、雑入で平成22年度経営体育成支援事業補助金返還金5万7,000円につきましては、経営体が病気により営農継続が困難となったために補助事業で導入した農機具の残存簿価や時価評価額により補助率の3割を返納いただくものです。続きまして歳出となります。16ページをお願いします。2枠目の目1農業委員会費、節7農業委員調査員賃金10万円につきましては、川辺川農業水利事業の計画変更に伴う農地の状況を確認いただくためのものです。次に、目3農業総務費ですが、川辺川農業水利事業の計画変更に係る人件費として110万円を充当するものです。次に、目5農業基盤経営強化促進対策事業費、節23償還金利子及び割引料の平成22年度経営体育成支援事業補助金返還金5万8,000円ですが、これは畜産農家の方が、平成22年12月にディスクモアを3割の補助事業により、総事業費60万円で購入されています。そのうち、補助金18万円で導入されましたが、病気のため営農困難となり、機械を売却するために時価評価額19万2,000円と算定されたので、その補助率の3割分を返還するものです。次に、目8水田農業経営確立対策事業費、節19、負担金補助及び交付金の産地パワーアップ事業補助金514万円につきましては、歳入の農業費補助金で受け入れた補助金をあさぎり地域農業再生協議会へ支出し、協議会よりリース事業者へ支払うものです。次に、目13中山間地域等直接支払制度事業費、節19、負担金補助及び交付金の中山間地域等直接支払い交付金の追加ですが、当初予算で9,450万円を見込んでおりましたが、現時点での交付金交付対象農用地に対する交付金が7万3,708円増加したものです。次に、17ページでございます。目14、多面的機能支払制度事業費につきましては、推進費補助金が34万円減額となり、節13委託料、節14使用料及び賃借料で、農業農地地図システムを導入し、事務作業の効率化を図る目的で計画をしておったところですが、支出項目の見直しを行い、計上したものです。次に、目17、川辺川総合土地改良事業費につきましては、川辺川農業水利事業の計画変更に係る人件費として150万円を充当し、歳入で受け入れた国営事業継続地区推進調査委託金6万円を節11需用費へ計上するものです。最後に、目19清願寺ダム管理費、節3職員手当等の宿日直手当5万1,000円の追加ですが、これは熊本地震後の大雨警報発令の基準が引き下げられ、発令頻度が例年に比べ多発していることから、増額をお願いするものです。また、節11需用費の食糧費につきましても、警報待機がふえたことにより増額をさせていただくものです。以上で農業振興課分の説明を終わります。よろしくをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） 続きまして建設林業課所管分について説明をいたします。歳入10ページをお願いいたします。1番上段の枠でございますが、目4農林水産業費県補助金、節2林業費補助金でございますけれども、今年度国の造林事業の補助金体系の見直しがありまして、上段の造林事業補助金が当初2,764万1,000円を予定しておりましたが、内示額228万9,000円で2,535万2,000円の減額です。それにかわる補助体系としまして、次の間伐等森林整備促進対策事業補助金ですが、これはTPP対策として新たに加わった補助金ですが、内示額として1,621万9,000円を追加補正するものです。同じページの1番下の枠でございます。節3その他不動産売払収入、素材生産売払収入ですが、今説明いたしました造林事業の見直しにより、利用間伐面積も見直され、素材生産売上収入を当初3,586万6,000円予定しておりましたが、今回は185万6,000円の減額補正をするものでございます。次に歳出です。17ページをお願いいたします。1番下の枠でございますが、目3公有林整備事業、節12役務費です。歳入で説明しました、利用間伐に係る素材生産立米数が少なくなることから、役務費の組合手数料10万円、市場手数料25万6,000円、それと、その下委託料の中の素材生産委託料26万5,000円をそれぞれ減額補正をいたします。その下の造林委託料は事業見直しにより当初4,174万5,000円を予定しておりました額から、476万9,000円を減額補正するものでございます。次のページ、18ページをお願いいたします。1番上の枠、目1道路橋梁総務費でございます。節13委託料、これは岡原地区齊堂の提酒造さんから福留方面への町道福齊23号線でございますけれども、この百太郎溝から400メートル区間の現況が道路台帳と整合していないということが判明しましたので、今回、道路台帳修正するための整備委託料を新たに追加補正をお願いするものでございます。その下の枠、目1河川総務費、節13委託料でございます。調査設計委託料200万円、これは岡原地区堀川の護岸復旧工事1カ所、延長7メートル、同じく岡原地区宮原川護岸復旧工事2カ所5メートルと7メートル、計3箇所の調査設計業務委託料を新たに補正するものでございます。それからその下の節15工事請負費でございますけれども、須恵地区を流れる覚井川という町管理河川がございますが、旧須恵役場横を通って球磨川、川瀬橋のところに注ぐ河川ですが、その上流部で文化ホール駐車場と一昨年建設されましたJAの第二木綿葉下の暗渠から出てくる部分で、そこからの排水トラフが大雨のときに、断面が足らずに隣接水田に越水して迷惑をかけているということから、そのため今回水田側の高さを47メートル区間、60センチかさ上げ工事を行うために新たに工事請負費を追加補正するものでございます。以上、建設林業課所管の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚弘君） はい。それでは教育課所管の補正の説明をさせていただきたいと思っております。12ページをお願いいたします。目6の教育債、節2の社会教育施設整備事業債1,460万円でございます。4月の熊本地震の際に、高山体育館の音響版を支えていた金具が落下いたしまして、現在使用をとめておりますけれども、その音響盤等非構造部材を撤去いたします工事と、工事監理委託の借り入れ分でございます。続きまして歳出です。18ページをお願いいたします。1番下の段、目3の教育振興費、節25の積立金64万円でございます。学校の校舎等国庫補助事業を受けまして整備した建物につきましては、目的外に転用する場合に、補助金相当額を国に返還する必要があります。ただ、基金に積み立てをすることによりまして、有償または貸与、譲渡ができますことから、旧須恵中学校の校舎等を使用されております民間企業への貸付分を今回積み立てを行うものでございます。19ページの最上段、項2小学校費の目1学校管理費、節15の工事請負費203万4,000円でございます。深田小学校の低学年棟と高学年棟を結びます通路、それから昇降口、トイレの棟がありますけれども、高学年等と同様に、屋根及び外壁が劣化し一部雨漏りが見られる状況でございました。当初予算でお願いしておりました高学年棟の塗装改修とあわせまして塗装工事を実施するものでございます。その下の項3中学校費の目1学校管理費、節11の需用費修繕料100万

円でございます。今年4月1日早朝の落雷によりまして、中学校の火災報知器の受信機及び、放送室の機器が故障いたしました。年度当初でもありましたので、現予算で対応いたしておりましたけれども、修理に102万3,000円ほどかかっております。当初予定しておりました幾つかの修繕と今後、経常的に執行する修繕料の不足が見込まれますので、補正をお願いするものでございます。なお、落雷の機器の故障ということで、町が入っております公共施設の保険の対象となりますので、額の確定次第歳入の補正をする予定でございます。その下の目2の体育施設費、節11需用費修繕料20万4,000円でございます。旧深田中学校体育館につり下げ式のバスケットボードがありますけれども、地震後の点検によりまして、一部破損が見られるということで撤去したほうがよいとの報告を受けまして、その撤去費用でございます。節13委託料の54万3,000円は、高山体育館の工事監理委託料でございます。節15工事請負費1,493万1,000円でございますが、これは高山体育館の非構造部材の音響版、また照明器具の落下防止対策等の工事を行うものでございます。以上、教育課の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

◎議長（山口 和幸君） ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番、久保田久男議員。

○議員（13番 久保田 久男君） 1点だけ伺いたいと思います。建設林業課長にお願いします。18ページの道路橋りょう費の件ですが、今年6月の梅雨時期に須恵小学校進入道路、町道ですが、路肩部分が県道の方に崩壊したですよね。今回の補正でも上がるのかなと思っておりますが、どうなってるんでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） 須恵小学校前から県道に崩落しているカ所の復旧でございますけれども、あの時の雨で今年度の災害復旧にでもかけようかなというふうなことは思ってたんですけども、土地が駐車場雑種地ということになってまして、公共土木施設災害復旧には対象にならないと、なっておりましたので、今回もう早速準備を始めて、道路維持の現予算の中で対応していきたいということで工事も130万以下の随契の範囲内で行えるような見込みでございますので、現在準備という中で球磨川マラソンの開催までには復旧をしたいということで、ただいま準備中でございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかに質疑ございませんか。ございませんか。質疑ないですか。14番、溝口峰男議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） まず13ページの財産管理費、今回の旧須恵中学校跡のグランド分譲ということですが、1,630万をかけて整備をする、この需要が見込まれるのかどうかですよ、要は。前回、私総務文教委員会的时候にも申し上げましたが、早い段階で私は不動産鑑定をして、坪単価を出して、して本当に希望があるということであるならば、そこらは整備していいと思います。しかしながら、坪単価が出て価格が高くて買い手がいないということであるならば、これは投資の無駄ということになるんですけども、本当に整備をして需要が見込まれるのかどうか。その辺をどのように判断されているのかお伺いしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今御質問の事業につきましての、正式にも非公式にも市場調査じゃないですが、そういうことをやってたということではございませんので、ただ一部そういう形で分譲ができないかというような希望を持っておられるというような方がそういう方がおられるということは聞いております。ただいま議員が御指摘のように、具体的な価格を提示したわけでもございませんので、その付近につきましても実際に入札を工事等した時、どういうふうに応募と申しますか、申し込むと申しますか、というのがあるかについては、ここで確たるものを持っているとまでは言い切れないというのが正直なところでございます。ただ、さっき言いましたように、そういう中央ハイツの整備の時点からの、色々な経緯もございまして、そういつ

た希望を持っておられる方が現実におられるということは、間接的にはございますが、聞いておりますので、現在は私どもが把握している予想と申しますか、そういうところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 今の総務課長から報告した状況のことは聞いてます。いずれにしても全く溝口議員の言われることについて、ほかの議員さんも同じだと思うんですけど、分譲して買っていただけるかと、非常に大事なことなんですね。ですから、私昨日色々議会の皆さんからの意見いただきまして、早速場所を見ってきました。4区画を5区画ぐらいはしたほうがいいんじゃないかということで見てきて、スペース的には5画はいけるなと確認をしてきたところでございます。この不動産鑑定をして、そしてこれぐらいの間隔であれば、需要が見込めると、ここは確認しとく必要ありますね。その上で次の工事をどうするかというのは、判断していくべきだろうと思ってますので、ここは十分着工に当たっては慎重に私も考えていかないかと思ってます。造成していつまでも売れないということでは、これはちょっと何のために準備したかになりますから、そこは慎重にやるべきだと思ってます。そういうふうに進めていきたいと思ってます。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） そういうふうにしていただくんだったら、ありがたいと思いますし、これだけ投資するわけですから、無駄になるようなことではまた批判が出ると思います。4区画であったら400万ですかね造成費だけで。それが一つ増えれば300万円ちょこっと位になるわけですがけれども、本当に需要を早い段階でまず不動産鑑定をしていただいて、早い段階でインターネット等でも出していただいて、町の姿勢を示していただく。そして希望があれば、大いにそれはもう足らなかつたらよそでまた見つけてでもやっていいわけですから、是非その手順をもう少し工事を急ぐんじゃないかと、そっちの方を先にやっていただいて、次の段階に入っていただくと。今、町長がおっしゃったので、是非ともそのような手続きでお願いしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 答弁いいですか。町長。

●町長（愛甲 一典君） 基本的には言われた先ほど言いましたように、ある程度需要予測を確認しながら、進めていくべきと思ってますので、そういう方向で進めたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） ほかにございませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 11番です。1点お尋ねいたします。17ページの最上段の多面的機能支払制度事業費でございますが、先ほど説明がございました農地システム関係が全て減額補正されておまして、当初はこれ導入予定だったんでしょけど、この全て減額して、これを導入しない上に、その事業推進に当たっての支障はないのか、その辺のところと、このシステムはどういうふうに役割を担うのか、我々もこれに携わってる者として、具体的な説明を求めたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） このシステムですけれども、現在多面的の事業担当しているところには農地を管理するシステムが置いてありませんので、農業委員会のほうに出向いて作業を行ったりしているところです。昼間につきましては、そういった作業が農業委員会の職員の方々が使ってなければ、作業できるんですけども、それができない場合に、夜に行っているところです。そこで、今回時間外手当をまた追加させていただいたんですけども、そういったところで行うようにすることとしております。それからこの農地システムにつきましては、各組織25組織ありますけど、その図面の管理とか追加修正とかを行っていききますので、そういったところで図面の利用をしているところでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 多面的機能支払いの事務を、今農業支援センターと百太郎土地改良区と

2カ所でやっておりまして、百太郎土地改良区に事務を委託している組織としては、その地図システムが百太郎土地改良区にあるのかどうか、それのところで差が出てくるっていいですか、その事業に対して。その辺のところの配慮はございますか。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 取りまとめておりますのは、農業振興課の多面的事業を行っている担当者が行っております。図面等につきましては、担当課のほうで行っておりますので、広域協定で行っております百太郎また支援センターのほうにもそのデータを御活用いただいているということになっております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 15番、徳永正道議員。

○議員（15番 徳永 正道君） 先ほど14番議員の質問に関連すると思いますけれども、今民間の業者さんあたりでも相当町の町なかですよ、開発されて分譲されておる。しかしながら、なかなかその買い手がつかないというような状況下にあります。そういった中で、どこかの自治体だったですかね、過疎化に歯止めをかけようということで、土地を分譲して無償で提供して、そしてそこに家を建てて住んでもらうというような施策をとっていらっしゃる場所もあります。ですから売ればそれにこしたことはないんですけども、どうしても売れなかった場合、そういう方策も考えてもいいのではなかろうかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 今回5区画ですね今めどとして考えて進めておりますけれども、もともと須恵地区の住宅はできれば15区画位は当初から何とかできないかなということで、最初検討をしたことがあります。ご存知のとおり須恵地区は非常にこの町内でも最も人口減が進んできて、学校も複式学級になるとか色々あって、そういうことで子育て住宅ということで実行建設したと。現在結構子供さんがいらっしゃって、今んとこ複式学級が免れてるということですよ。複式学級になれば特別に支援員を入れるとかいうことで別の費用もありますので、そういう意味では一つの選択肢として今おっしゃったように、子育ての住宅という位置づけにするということは、一つの方法ではないかなと思ってます。いずれにしても、これはある程度あさぎり町全体に当たって、それだったら納得できるというのは、この算出なり価格なりというのがありますので、私たちとしては、不動産鑑定その他のこと諸々今言われました町中の宅地の価格とか等々含めて、総合的に色々試算してみて、まず可能かどうか。その上で次のステップとしてどうなのかを慎重に言われた提案を含めて考えてみたいと思います。よろしく願います。

◎議長（山口 和幸君） よろしいですか。ほかにあります、1番、市岡議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） 13ページの総務費の財産管理費の中で、身体障害者スペースの屋根の改修等ということでありますけれども、実際のところは障害者スペースの台数とあと面積の確保、あと枠をつけるということであればさらに広く面積も必要かと思っておりますけれども、そことあともう1点がスロープの規格による改修ということで、大きなスロープの取り壊しでもう1回作り直すとか、そういうところもお考えなんでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 障害者の方専用の駐車スペースということで、具体的に役場本庁舎の外から庁舎に向かって見た時に、左側に現在スペースだけございます。そこからスロープがございまして、同じ場所にそういったバリアフリーの駐車スペースを設置する時の規格がございまして、かなり広くとることが必要です。ということで結果的に1台分でございます。そこに屋根をかけまして、下りられる時に、まず濡れないように、車いすに乗られた状態で今度は玄関に向かって左から上がって行く形になりますが、現在スロ

ープがございますが、あの幅は現在の基準にちょっと満たしておりませんので、今のスロープの位置にほぼ同位置にあるんですが、そのスロープよりも外側に若干生垣がございました。それも撤去する形になると思います。実は役場の庁舎に向かって真っ直ぐ入るようなスロープがあるべきだというのは住民の方からの御意見等もございまして、その方向も以前検討した経緯がございますが、それはまず構造的にスペース的に傾斜が急になりますので、それは結果的にできないということで以前の段階で断念をしています。ということで今回の計画は同じ位置にカーポータ的に屋根を設置して、そしてほぼ同位置にスロープを整備するんですが、先ほど言いましたように池垣等を若干撤去して幅を今の基準に合わせた幅を確保したスロープを設置する、というのは玄関前のスペースの改修について、そういった内容を今つくっているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 市岡議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） 先ほどの答えの中で1台分ということで、この大きな町で障害者スペースで1台分というところ、場所の確保も検討されていることと思いますけれども、そこら辺の台数確保についての検討材料というのはありますでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（小谷 節雄君） 今の1台という問題、それは実は私どもどうせならと言うか2台確保できないかなということを想定いたしました。ただ先ほど言いましたように、通常の駐車スペースとは恐らく倍以上ぐらいの幅が必要となってまいります。あの場所に2台分を確保することは、物理的に不可能になります。というのがそれを仮に確保した場合には、玄関前に入るあの部分が使えなくなってしまいます関係で、そういうことで今回そういうことになっております。逆の方向に今度は玄関に向かって右側、今エレベーターを設置していますが、あちらについては、今回の庁舎改修をする時、今あるスロープの方向にも検討した経緯があるんですが、あそこも結果的には同様の理由でエレベーターホールがあって、その前を確保する時に、ちょっとエレベーターホールの工事の問題もあって、断念をしたこととございますが、同じような考え方で、あそこに1台分を設置することは今現在であれば可能かと思いますが、それ今回の費用の問題も含めてでございますが、右側のほうについての今回計画にはまず入れておりません。御指摘のように1台分には足らんのかなという懸念は正直で持っておりますが、ひとまずと申しますか、とにかく1台分は以前からの懸案でございましたので、確保したいというのが今回の計画ということでございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかに、質疑ございませんか。それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。ここで休憩いたします。午後は1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5 議案第15号

◎議長（山口 和幸君） 日程第5、議案第15号、平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第15号、平成28年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成28年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,026万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億665万5,000円とする。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） はい。それでは1ページの続きを読ませていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正は、6月に補正計上いたしました国民健康保険の平成30年度県単位化、広域化に伴います準備経費の財源の計上とそれから27年度決算に伴います繰越金を計上させていただくものでございます。6ページをお願いいたします。歳入でございます。款3国庫支出金、目4国民健康保険制度関係業務準備事業補助金、39万5,000円の補正でございます。平成30年度の国民健康保険の県単位化に向けて、熊本県が、市町村の納付金を算定するために必要となるデータを作成するためのあさぎり町の国民健康保険システムの改修に係る経費の国の補助金の交付決定がございましたので、計上させていただくものでございます。歳出でございますが、次のページです。目1一般管理費、国庫補助金を歳入で計上させていただきましたので、財源の更正でございます。款12予備費でございますが、繰越金を全額歳入補正いたしましたので、予備費に計上させていただくものでございます。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号

◎議長（山口 和幸君） 日程第6、議案第16号、平成28年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第16号、平成28年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成28年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、3,681万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億9,341万円とする。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは続きまして1ページのほうを朗読させていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳

入歳出予算補正による。めくっていただきまして6ページをお願いいたします。今回の介護特別会計の補正につきましては、平成27年度決算によるものが主なものでございます。まず歳入6ページをお願いいたします。目4節1低所得者保険料軽減繰入金で一般会計補正予算での繰出金で説明をいたしました低所得者保険料軽減繰入金といたしまして、365万6,000円を一般会計から繰り入れするものでございます。目1、節1繰越金で前年度繰越金3,315万8,000円を増額し補正後の額を平成27年度決算により確定した繰越金、4,159万7,000円とするものでございます。続きまして、歳出の説明をいたします。次に、7ページをお願いいたします。目1介護認定審査会費、節28繰出金で、球磨郡介護認定審査事業特別会計への繰出金44万円を減額いたしております。これは、球磨郡介護認定審査事業特別会計の平成27年度決算の繰越金が確定したことに基きまして、本町の負担金としての減額補正を行うものでございます。次に、目2償還金、節23償還金利子及び割引料で、介護給付費等の過年度分返還金として、2,672万5,000円を計上いたしております。これは前年度介護給付費負担金等の事業実績に基きまして、国県支払い基金への返還金となっております。次に目1一般会計繰り出し金、節28繰出金で868万3,000円を計上いたしております。これは国県へ精算し返還するものと同様に、この特別会計から一般会計の精算返還金を計上しているものでございます。目1予備費として184万6,000円を増額いたしております。これは繰越金の今回の歳出補正に充当した残額を予備費に計上するものでございます。以上で説明終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第17号

◎議長(山口 和幸君) 日程第7、議案第17号、平成28年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第17号、平成28年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号について、提案いたします。平成28年度球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長(上村 哲夫君) それでは、球磨郡障害認定審査事業特別会計補正予算第2号について説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、平成27年度の決算に伴いまして、繰越金が132万円となりましたので、本年度の各町村の負担金と本町の負担分をこの繰越金で調整する町村負担金の減額補正の予算内容となっております。4ページをお願いいたします。説明の順番が前後いたしますが、まず、款3繰越金、項1、目1、節1繰越金ですが、前年度からの繰越金として13万2,000円を補正するものでございます。この補正額をもとに、款1分担金及び負担金、目1、項1、節1認定審査会事業負担金としての

町村負担金で6万4,000円を減額し、次の款2繰入金、項1、目1、節1一般会計繰入金で、本町一般会計からの分の負担金6万9,000円を減額するものでございます。款4諸収入、項1、目1、節1雑入におきまして補正予算の編成上の端数調整のために1,000円を計上いたしております。次の5ページをお願いいたします。歳出補正予算につきましては財源更正となっております。以上で説明終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第18号

◎議長（山口 和幸君） 日程第8、議案第18号、平成28年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第18号、平成28年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成28年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは、球磨郡介護認定特別会計補正予算第2号について説明申し上げます。この特別会計につきましても、先ほどの障害認定審査会特別会計と同じく平成27年度の決算に伴いまして、繰越金が172万7,000円となりましたことに伴いまして、本年度の各町村の負担金と本町の負担分をこの繰越金で調整する補正予算の内容となっております。4ページをお願いいたします。款3繰越金、項1、目1、節1繰越金ですが、前年度繰越金として172万7,000円を補正するものでございます。この補正額をもとに款1分担金及び負担金、目1、項1、節1介護認定審査事業負担金としての町村負担で負担金の合計額といたしまして128万8,000円を減額し、次の款2繰入金、項1、目1、節1介護保険特別会計繰入金で、本町からの分の負担金44万円を減額補正するものでございます。また款4諸収入、項1、目1、節1雑入におきまして補正予算の編成上の端数調整のために1,000円を計上いたしております。次の5ページをお願いいたします。歳出補正予算につきましては、財源更正のみとなっております。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第19号

◎議長（山口 和幸君） 日程第9、議案第19号、平成28年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第19号、平成28年度あさぎり町上財産区特別会計補正予算第1号について提案いたします。平成28年度あさぎり町の上財産区特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,808万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,709万7,000円とする。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） はい。それでは1ページの続きを読ませていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。次に、6ページ、7ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。目1県補助金、一般会計同様、国の造林事業の補助金体系の見直しにより、上段の造林事業補助金が当初2,527万1,000円を予定しておりましたが、内示額が997万9,000円で1,529万2,000円の減額でございます。次のそれにかわる補助金体系といたしまして、次の間伐等森林整備促進対策事業補助金ですが、これは、TPP対策として新たに加わった補助金です。内示額として、1,108万1,000円を追加補正するものでございます。次の枠の目1財産売払収入、素材売払収入でございます。今説明いたしました造林事業の見直しにより、利用間伐全伐面積も見直され、素材生産売上収入を当初4,159万7,000円を予定しておりましたが、今回は449万1,000円の減額をするものでございます。次の枠です。目1基金繰入金、上財産区財政調整基金繰入金、1億2,114万6,000円でございます。今回の基金繰り入れにつきましては、歳出で詳しく説明申し上げますけれども、財産区有林内の分収林買い上げにかかる必要財源に充当するために必要額と同額の1億2,114万6,000円の追加補正をするものでございます。目、最後の枠です。目1繰越金、前年度繰越金ですけれども、27年度からの繰越金は、1,241万2,158円で確定はしておりますが、今回補正に必要な額のみ財源調整として、563万9,000円を追加するものでございます。繰越金残につきましては以降の補正で対応いたしたいと思っております。7ページ歳出でございます。目1財産造成管理費、造林委託料、これは一般会計の町有林と同様、事業の見直しにより、当初3,735万1,000円を予定しておりましたが、80万1,000円を今回減額補正をいたすものでございます。それからその下の素材生産委託料、利用間伐全伐に係る素材生産立米が少なくなることから、当初1,655万8,000円を予定しておりました額から、226万2,000円を、今回減額補正するものでございます。節17、公有財産購入費でございますが、これは、上財産区基金を財源として追加補正するものでございますが、今回は、全分収林129契約数の174.29ヘクタールのうち、8月19日までに申し出があった89契約分の129.19ヘクタール分を買い上げる必要額でございます。以上で説明終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。

◎議長（山口 和幸君） 14番、溝口峰男議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） このことについては全協でも説明いただいておりますが、その資料を見て

みましたときに、ちょっと確認いたしますが、今回の買入れ価格の市況単価ですが、この平成26年度の市況を持って来ておられますが、これを26年度に持ってきた理由をお聞かせ下さい。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） この市況をどこを基準にするかっていうのは町内あるいは管理会の方々とも色々協議をして、今回決めさしていただいたわけですが、当初からこの基準額を示す折に、26年度市況を適用しておりました。ただ、既に27年の市況も出てはありました。それでそれも検討材料にいたしましたんですけども、27年度市況をどうしたものかなって思いましたところ、26年度市況と判断しましたところ、若干27年度のほうが額が落ちたわけですね、平均金額として。そういうことから、近年の3カ年平均をとるべきかということも随分検討いたしました。ですが、ただ当初から26年度の市況を基準にということで、代表者の説明会あるいは地区からの説明会要請を結果的に説明しておりましたのが26年度でございましたので、今回の基準設定につきましても、そのまま26年度市況を採用したわけでございます。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 私はこの件については、後々問題が出てくるのではないかと心配しております。分収林の買い上げについては、自分たちで伐採も搬出するという人たちについては、現況の市況を見てするわけですね。処分をするのは、遑って云々じゃなくして、現況の市況でそれが今高いから出そう、あるいは低いからもう少し待とうとかいう判断も当然されるわけですね。買入れ価格についてだけ、これから2年後3年後将来また財産区あると思うんですが、買い上げ価格を設定するときには、どうやって基準を決められるんですか。非常に難しくなってくるんじゃないですかね。ですから私は、基本的には28年度なら28年度直近の1年間の価格を平均するような形をしていかないと、高いもう少しその下がったから前のところをさかのぼって基準に持ってくるなんていうことをすると、私は問題が出てきませんか、今後。これだけじゃないと思うんですよ。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） 今言われることも随分と検討を庁内でも検討もさせていただいたところでございます。ただ議員が一般質問の中にも言われておりました愛林愛郷と言いますか、今まで精いっぱい分収林の作業にあたっていただいて、丹精込めて手入れしてこられた山でございますので、少しでも1円でも1,000円でも高い金額でっていう気持ちの中から、こういう基準設定をさせていただいたわけでございます。それで今回は26年度、また全分収林帯が今回買い上げ対象ではございませんけども、今後直近に追随する買い上げにつきましては、そのままこの基準を引き続き適用されていきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今まで24年から26年まで分収林を処分された組合もあるわけですね、自分たちで、現実に。7地区かそういう人たちはその現況で処分してるんですよ。現況の価格で。そらたしかに高く買ってあげたいって思う気持ちもわからんでもないんですが、この基金は分収林の人達だけの基金じゃないんですよ。ですから、明確に後で物事が起きらんがためには、しっかりとした基準を決めておかないと、これは町有林の分収林の買い上げにも影響してくるんです。こういった決め方をしっかりとかなないと。ですから、今の市況は杉が1万1,326円ですよ。ヒノキが1万4,535円。そんなに26年度と今の価格はほとんど変わりません。スギが1,000円低いんですが、ヒノキは上がってます。ですから、そういう前の高かったからそういうものを持ってくるとかじゃなくして、もう少し町民にも説明がつくように、直近の価格で説明がつくようにしとかなないと、私は後々問題が出てくるのではないのかなと心配をするわけです。ですからどっちにしても、これは財産区ばかりでなくて、町有林の分収林の買い上げも基準の価

格を時期を、しっかりと決めて下さいよ。これは大事なことだと思いますけど、どうですか。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） はい、おっしゃることよくわかります。ただ今回は、何回も言いますように当初から26年度市況を基準に説明を行ってきておりました。ですから、判断としては、この価格が今回買い上げをする上では最適な基準だという判断のもとで設定をしたところでございます。

◎議長（山口 和幸君） ほかにございせんか。ほかには、いいですか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第20号

◎議長（山口 和幸君） 日程第10、議案第20号、平成28年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第20号、平成28年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号について提案いたします。第1条、平成28年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい。それでは平成28年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算第1号の説明をさせていただきます。1ページの続きを読ませていただきます。第2条、平成28年度あさぎり町水道事業特別会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、科目第1款事業費用、補正前の額6,587万1,000円、補正額2万4,000円、計6,589万5,000円。第3条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費、補正前の額1,851万2,000円、補正額2万4,000円、計1,853万6,000円。詳細につきましては、6ページの説明書をお願いいたします。収益的収入及び支出の部です。目4総係費の補正でございますが、職員の通勤手当の予算が不足する見込みとなっておりますので、増額をお願いするものでございます。7ページ8ページにつきましては、給与費明細を載せてあります。説明は割愛させていただきます。戻っていただきまして3ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございます。年度内の資金の増加額としまして下から3行目でございますが、2,075万6,000円の増加、資金の期末残高は2億804万2,000円となる見込みでございます。次ページの4ページから5ページにかかけまして、予定貸借対照表でございます。資産合計、負債資本合計ともに6億4,959万6,747円となる見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第21号

◎議長（山口 和幸君） 日程第11、議案第21号、平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第21号、平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号について提案いたします。平成28年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,832万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億729万1,000円とする。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、平成28年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算第2号の説明をさせていただきます。引き続き1ページの続きを読ませていただきます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。3ページをお願いいたします。地方債の補正でございます。今回の補正で工事請負費の補正をしております。国の補助事業4,000万円と、それに伴う単独事業として200万円の追加をお願いするところでございますが、その財源となります平成28年度下水道事業建設債の限度額を2,200万円増加し、4,480万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。6ページをお願いいたします。歳入歳出の内訳について、事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。目2下水道維持費は平成27年度流域下水道汚水処理場へあさぎり町から流入しております汚水の精算によりまして、案分量が計画水量よりも6万5,177立米多かったため、この処理費用として負担をする必要があるために計上したものでございます。次の目4の下水道建設費は、下水道整備の国庫補助金社会資本整備総合交付金が熊本地震の影響等によりまして、県内で配分の変更をされることとなったため、追加配分をされる見込みとなりました。補助対象事業4,000万円、それと合わせて施工する単独事業200万円を計上するものでございます。既に敷設している下水管渠の舗装の本復旧工事約4,000平米を施工する予定としております。前のページ、5ページをお願いいたします。歳入でございます。目1下水道事業国庫補助金の補正は、歳出で説明いたしました補助対象事業費4,000万円に対する補助率2分の1の額を計上したものでございます。次の目1、繰越金の補正は補正に伴う一般財源として、平成27年度下水道事業会計の決算による繰越金の決定額2,923万240円のうち6,032万2,000円を計上したものでございます。次の目1下水道事業債の補正は、下水道工事に伴い、補助対象工事の補助残分と単独工事費分の財源として下水道事業債を借り入れるものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第12 認定第1号～日程第22 認定第10号

◎議長(山口 和幸君) 日程第12、認定第1号、平成27年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第19、認定第8号、平成27年度あさぎり町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第20、議案第22号、平成27年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、及び日程第21、認定第9号、平成27年度あさぎり町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第22、認定第10号、平成27年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを、決算に関連がありますので、一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) それでは、平成27年度の決算認定について、提案いたします。認定第1号、平成27年度あさぎり町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第10号、平成27年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、及び議案第22号、平成27年度あさぎり町水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、あさぎり町監査委員の決算審査意見書をつけて提出し、議会の認定に付するものでございます。どうか審議の上認定いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) ここで決算審査に当たられました山本代表監査委員に審査の結果の報告を求めます。山本代表監査委員。

●代表監査委員(山本 司君) 御苦労様です。代表監査委員の山本でございます。初めてお目にかかる方もいらっしゃるかと思いますけれども、今後ともよろしくお願いいたします。皆様方には、日ごろあさぎり町発展のため御尽力なされていることに対しまして心より敬意を表します。私自身、2回目の決算審査ということでしたけれども、今回から森岡議選監査委員とともに協力をしながら、審査を実施してきたところでございます。それでは、あさぎり町決算審査意見書に基づきまして、お手元の資料に基づきまして御説明を申し上げます。2ページをごらんになっていただきたいと思っております。審査の対象としたものが①の一般会計と②から⑩の各九つの特別会計でございます。項目の2番から4番までの審査期間、審査場所、審査要領を記載しておりますけれども、省略させていただきます。5番目の決算の概要について説明を申し上げます。まず、一般会計及び特別会計の各会計ごとの予算額、決算額及び予算額に対する決算比率を示しているのが表第1でございます。続きまして、一般会計の決算の状況についてであります。平成27年度の歳入総額につきましては、第2表のとおり108億1,800万円、歳出総額が100億1,482万円で、差引残額が8億318万円となっております。このうち1億230万円が翌年度へ繰り越すべき財源となるため、実質収支額は7億87万円の黒字となっております。各年度別決算の推移も同じ第2表に示しております。一般会計の歳入の状況を示しているのが第3表であります。予算現額が1番下の欄でありますけれども、104億3,721万円、調定額が110億2,659万円、収入済額が108億1,800万円となっております。また、収入未済額は2億570万円、不納欠損額が288万円となっております。表第4表を説明いたします。単独事業など、重要な行政活動ができる財源として、自主財源があるわけでありまして、本町の自主財源比率は21.4%となっております。町税の歳入額は前年度に比べ1,555万円、分担金及び負担金は前年度に比べ1,255万円、財産収入は6,885万円それぞれ減少し、寄附金は前年度に比べ

3,465万円、繰越金は4,180万円それぞれ増加をしております。諸収入も3,562万円増加をしております。依存財源の主な状況では、地方贈与税は前年度に比べ596万円、国庫支出金は1億3,590万円それぞれ増加をしておりますけれども、地方交付税は前年度に比べ3億1,226万円、県支出金は前年度に比べ2億2,056万円、町債は前年度に比べ1億2,810万円それぞれ減少しております。町税の収納状況を第5表に示しております。調定額は12億1,420万円で前年度の12億3,076万円より1,656万円減少し、収入済額は11億2,811万円で、前年度の11億4,366万円より1,555万円減少しております。収納率は、予算現額に対し105.9%、調定額に対しまして92.9%となっております。過去5年間における町税の収納状況を第6表でみてみますと、収入未済額は減少傾向にありまして、徴収率は前年度と同様であります、上昇傾向と言えます。不納欠損額は前年度に比べ173万円減少しました。第7表が町税における収入未済額を前年度と比較したものであります。保育所徴収金及び公営住宅使用料の収納状況を示したものが、第8表と第9表であります。次に、第10表の一般会計における歳出の状況であります。平成27年度の一般会計歳出決算は100億1,482万円で、予算現額104億3,721万円に対し、95.9%となっております。また、支出済み額は前年に比べ6億3,642万円減少しております。構成比をみてみますと、民生費、これは社会福祉、国民健康保険、介護保険等がありますけれども、それが33.0%、総務費が16.0%、公債費が13.7%で高く、次いで土木費が10.2%、農林水産業費が7.3%、衛生費、6.8%などとなっております。歳出決算額を性質別に前年度と比較したのが第12表であります。義務的経費は49億7,031万円で前年度と比較しまして1.9%、9,420万円の減となっておりますけれども、歳出総額に占める割合は49.6%と前年に比べ2.1ポイント上昇しております。公債費は減少しておりますけれども、扶助費が増加をしております。投資的経費は9億8,663万円で前年度と比較しまして31.9%、4億6,244万円減少しております。主な要因は、補助事業や受託事業の減となっております。その他経費は40億5,788万円で前年度と比較し1.9%、7,978万円の減となっております。主な要因は人吉球磨広域行政組合負担金、これはごみ処理経費ですけれども、それが減少したものであります。債務負担行為の状況、町債の状況及び保育所運営費の負担区分別負担額の推移につきましては表13、14、15のとおりであります。続きまして14ページの、第16表、国民健康保険特別会計の決算状況についてであります。歳入総額26億5,760万円、歳出総額25億6,422万円で差し引き額は9,337万円となっております。歳入決算をみてみますと、予算現額25億9,873万円に対しまして、収入済額は26億5,760万円で予算現額に対し102.2%となっております。国民健康保険税の収納状況が17表に示しております。平成27年度における収入未済額は9,005万円、不納欠損額は421万円となっており、年度別の推移の状況については、表18に示しているとおりであります。19表の歳出決算をみてみますと、予算現額25億9,873万円に対し、25億6,422万円で執行率は98.7%であり、前年度より3億2,734万円増加をしております。歳出の構成比をみてみますと、保険給付費が60.2%、共同拠出金が24%などとなっております。第20表の後期高齢者医療特別会計決算では、歳入総額が1億7,861万円、歳出総額が1億7,534万円で、歳入歳出差引額は、326万円となっております。続きまして、介護保険特別会計の状況が22表であります。歳入総額19億7,199万円、歳出総額が19億3,039万円で、歳入歳出差引額は4,159万円となっております。23表が、介護保険料の収納状況をみてみますと、年々徴収率も上昇傾向にあると言えます。20ページ21ページが介護サービス特別会計決算及び介護サービスに関する資料を示しております。22ページの簡易水道事業特別会計決算の状況を説明しますと、歳入総額3億4,929万円。歳出総額3億1,180万円で歳入歳出差引額は3,749万円となっております。歳入では、前年に比べ分担金及び負担金、諸収入が大きく減少をしております。第29表で、簡易水道使用料の収納状況の推移を示しておりますけれども、徴収率も97%台で推移を

しております。下水道事業特別会計決算状況が、第30表で歳入総額8億9,441万円、歳出総額が8億6,518万円で歳入歳出差引額は2,923万円となっております。下水道受益者分担金及び下水道使用料の収納状況が表31、32で徴収率はいずれも上昇傾向と言えます。簡易水道事業下水道事業及び簡易排水事業における町債の状況を示したのが第33表となっております。上財産区特別会計決算の状況を26ページ、球磨郡障害認定審査事業特別会計及び球磨郡介護認定審査事業特別会計の決算状況、奨学基金の積み立て状況が27ページに、28ページが奨学基金の貸付及び返済状況それに公営住宅敷金の状況を示しております。基金の運用状況であります。大部分が、基金の積立利息や国債売却益によるもので増減につきましては、第42表のとおりであります。次に、財政構造について触れておきたいと思っております。歳入の構成を自主財源と依存財源に区分して、年度別に比較した表が、第43表であります。自主財源比率が年々上昇しておりますが、平成26年度の類似団体では27.4%となっております。特別会計の繰り入れ状況が、第44表であります。10億1,286万円の繰り入れを行っております。各種財政指数を示したものが、第45表であります。財政力指数につきましては、本年度は0.224で、ここ数年横ばいの状況となっております。経常収支比率につきましては84.2%で、70から80%程度に分布するのが望ましいとされておりますけれども、ちなみに平成26年度決算における全国の類似団体の平均値は、86.8%となっております。実質収支比率は一般的に3から5%が望ましいとされております。それでは、審査の結果と意見について述べてまいりたいと思っております。審査に付された平成27年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書に関する調書等は、関係法令に準拠して作成をされておまして、その計数は関係諸帳簿その他証ひょう書類と照合し、また、担当職員の質問等により審査をした結果、適法かつ適正に処理されているものと認められました。決算に関する総括的な意見は次のとおりであります。一般会計に関しまして、一般会計歳入の10%以上を占める町税の徴収率は92.9%であり、過去5カ年の推移を見ましても、毎会計年度微増しております。会計年度ごとの収入未済と不納欠損については、全財産調書による差押えや分納措置等徴収向上が講じられておまして、今後とも粘り強い徴収に努めていただきたいと思います。財政構造に関しましては、さきに述べましたとおり、本町の自主財源比率は21.4%で、年々上昇しておりますけれども、地方交付税が合併算定替えにより少なくなるような状況で、住民生活を守るための優先順位等を考慮した規律ある財政運営に努めていただきたいと思います。財政分析に関してであります。財政の弾力性を示す経常収支比率については、本年度84.2%であります。ここ数年上昇傾向を示しております。特に、扶助費などの義務的経費が年々増加をしておるのがその要因であります。類似団体と比較しますと低い水準ではありますけれども、注視をしていく必要があると考えます。平成27年度実質収支比率10%についてであります。前年度に比べて3.0%増加をしております。一般的に、3から5%が望ましいとされていることから、財政運営を含めて、妥当な水準の行政サービスが確保されたのかどうか検討する必要があると考えます。基金の運用ですが、保有状況については、第42表のとおりで証票帳簿との照合を行い、いずれの基金も適正に管理運用されていると認められましたので、今後も適正な管理運用をお願いしたいと思います。以上が一般会計及び特別会計に関する決算審査の状況と、総括的な意見でございます。続きまして、平成27年度あさぎり町水道事業特別会計歳入歳出決算について御報告いたします。1の審査対象から4の審査要領につきましては、さきに述べました一般会計等の決算審査と同様ですので、省略をさせていただきます。5の審査結果であります。審査の対象とした平成27年度決算書及び附属書類の計数は関係諸帳簿、証憑書類の計数と符合し、いずれも正確であることを確認いたしました。決算の状況につきましては、3ページ以降の資料をごらんいただきたいと思います。審査の意見であります。平成29年度に水道基本計画による簡易水道と水道事業との再編統合が計画をされております。このことは、簡易水道事業特別会計決算のところで触れてもよかったのですが、簡易水

道については、給水原価と供給原価に大きな隔たりがあることから、再編統合を機に適正な料金体系と経営改善の見直しが必要と考えます。平成27年度決算に基づく、健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査意見であります。実質公債比率につきましては、年間の借金の返済額の割合をあらわすもので、資金繰りの程度をあらわす指標で比率の低いほうが財政に余裕がある、そして健全性が高いというふうに言われております。平成27年度の実質公債比率は11.0%で前年に比べ1.2ポイント改善をいたしました。続きまして、将来負担比率についてであります。土地改良区などを含めた将来の負担が見込まれる負債の割合をあらわすもので、借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標であります。前年度の将来負担比率は47.5%で前年度に比べ11.3ポイント改善し、36.2%となりました。以上のことから、健全化に向けた改善が数値の上にもあらわれていると考えます。しかし、今後普通交付税が段階的に削減されることから、今後も健全財政に向けた取り組みを行っていく必要があると思います。少し長くなりましたが、以上で一連の決算審査に関する説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（山口 和幸君） これから、決算審査意見書について代表監査委員に質疑を許可します。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで代表監査委員への質疑を終わります。

◎議長（山口 和幸君） お諮りします。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書の審議については、来る12日は厚生常任委員会所管課分と税務課分、13日は税務課を除く総務文教常任委員会所管課分、15日は建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、総括質疑及び採決を16日に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、来る12日は厚生常任委員会所管課分と税務課分、13日は税務課を除く総務文教常任委員会所管課分、15日は建設経済常任委員会所管課分についての説明及び質疑を行い、16日に総括質疑及び採決を行うことに決定しました。なお、お手元に配付しました文書のとおり、各課の担当職員も説明員として出席しますので報告しておきます。

◎議長（山口 和幸君） お諮りします。あす10日と明後日11日は休日のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、あす10日と明後日11日は休会とすることに決定しました。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、お疲れ様でした。

午後2時35分 散会